

中国商標局が「小売又は卸売役務」を商品区分第35類に追加する通知を公表

1. 概要：

2012年12月14日付で、中国商標局が商品区分表の第35類に新類似群として新たに「3509」群を追加しました。これにより、中国においても2013年1月1日から「小売又は卸売役務」を指定する商標（サービスマーク）登録出願をすることが可能になります。

2. 追加役務（7項目）：

- ① 「医薬用、獣医用、衛生用製剤及び医療用品の小売又は卸売役務」
- ② 「薬品の小売又は卸売役務」
- ③ 「医薬用製剤の小売又は卸売役務」
- ④ 「衛生製剤の小売又は卸売役務」
- ⑤ 「医療用品の小売又は卸売役務」
- ⑥ 「動物用薬品の小売又は卸売役務」
- ⑦ 「獣医用製剤の小売又は卸売役務」

※上記7項目の名称は、中国法上の規範として扱われますので、上記以外の名称を指定しても出願は受理されません。ご注意ください。

※追加役務間において、①は他の全ての項目と類似、②～⑤は相互に類似、⑥及び⑦は互いに類似の関係にあります。なお、追加役務と商品又はその他の役務とは原則的に類似しない、とされておりま

3. 特例期間：

2013年1月1日から1月31日までの特例期間が設定されております。この期間中に受理された同一又は類似の追加役務項目を指定する出願は、同日出願とみなされます。

※中国においては、「受理日」が出願日となります。

※中国における同日出願の扱いは、日本と異なり、使用の事実も考慮され、先に使用された商標が優先的に審査されます（いずれも使用がない場合は、日本と同様の協議及び抽選により決定された先の出願が審査され、他の出願は拒絶されます）。既に中国においてご使用中の商標について、特例期間中に出願をご希望の場合は、使用の証拠資料の提出についてご相談下さい。

4. 必要書類：

委任状の他、商業登記簿（現在事項全部（一部）証明書）の提出が必要です。

※指定役務が会社の業務範囲に含まれているか審査されます。